

市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更に関する説明会 概要

日 時：令和4年3月8日（火）19時00分～19時30分

場 所：市庁舎5階第4会議室

出席者：環境都市部 青柳次長 環境都市課 加藤副主幹 坂本係長 大竹主事

参加者：1名

概 要：

1. 開会

2. 説明

配付資料をもとに、市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更について説明

3. 質疑応答

Q：公有財産を無償貸与することについてどのように考えているのか。

A：無償貸与するのが公益財団法人自転車駐車場整備センターという団体である。公益財団法人は公共的団体と言えることや、駐輪・駐車場の運営管理は公益事業であることから無償で貸付することは問題ないと考えている。

Q：利用料金は変えないと説明を受けたが今後全く変えないのか。

A：当初は変えないという意味で未来永劫変えないというわけではない。必要に応じて公共性、公益性に鑑みて市と協議のうえ変更する。

Q：市民・市外の料金設定に変更はあるか。

A：当初変更の予定はない。過去に議会からも指摘があり、市外の利用者は市営駐輪場の維持費の負担がないため、市外の利用者の料金を高くした経緯があり、これからも市民優遇の考え方を維持していく。

Q：障がい者等の利用料金（減免）に変更はあるか。

A：当初変更の予定はない。現在の考え方を維持していく。

Q：22.5年間公益財団法人自転車駐車場整備センターにて運営管理すると説明にあったが採算が取れるのか。

A：駐輪場運営を専門とした団体である公益財団法人自転車駐車場整備センターが、改修工事等の費用も見込んで22.5年あれば採算が取れると判断している。

Q：説明会の周知期間が短い。

A：意見として頂戴する。